

浦安市文化政策基本方針 概要版

発行:平成31年3月 編集・発行:浦安市 市民経済部 地域振興課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 電話:047-351-1111 (代表)

浦安市

基本方針策定の目的

平成29年度(2017年度)の「文化芸術振興基本法(現「文化芸術基本法」)」改正、平成30年度(2018年度)の「文化芸術推進基本計画」策定など、国の文化政策を取り巻く環境は急速に変化しています。

本市においても、文化の振興に加え、関連分野における施策との有機的な連携を図り、文化により生み出される様々な価値を、文化の継承、発展及び創造に活用・循環させながら地域の活力を高めるため、今後、市が目指すべき文化政策の方針となる「浦安市文化政策基本方針(以下「基本方針」)」を策定するものです。

|計画期間

平成31年度(2019年度)~平成40年度(2028年度)の10年間

基本方針における文化の捉え方

基本方針では、文化芸術基本法及び関連する法律、文化芸術推進基本計画などの国の動向、そして、県の条例などの動向、さらには、本市における文化の現状等を踏まえ、文化をつぎのように捉えることとします。

文化芸術

文化芸術は豊かな人間性を涵養し、人々の創造性を育み、その表現力を高めるととも に、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れる ことができる心豊かな社会を形成するものです。

基本方針における文化芸術の範囲は、文化芸術基本法において例示されたもの(芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、文化財等)の他に、「古くから行われている地域の祭礼、自治会のような地縁による団体が行う祭り、地域振興を目的に新たに近年形成されてきた祭り」と「地域に伝わる方言である浦安弁」を加えます。

市民文化

市民文化は、市民の自発的なまちづくりの活動により醸成されるコミュニティのように、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積として生まれる成果であり、まちや人々の暮らしに潤いと活力を与えるものです。

都市文化

都市文化は、本市の表情豊かな景観のように、市民文化を土台として、市・市民・事業者の連携によって生まれる成果であり、浦安市を特徴づけるものです。また、都市文化には、文化芸術の活用から市民文化がさらに醸成されて、新た

な文化として生まれるものも含みます。

浦安市が目指す将来像できることにより、市民のまちへの愛着とまちの魅力を高めていきます。 文化の創造と文化を通した交流を促進することにより、市民のまちへの愛着とまちの魅力を高めていきます。

he to site

文化×(創造+交流) =

まち×(愛着+魅力)



将来像の実現に向けた方針

本市が目指す将来像の実現に向けて、本市の文化芸術・市民文化・ 都市文化を源泉として、つぎの5つの方針に取り組みます。

↑ 歴史・伝統文化を 保存・継承します

市民がまちの歴史と伝統文化への理解を深め、郷土愛を高められるよう、埋立以降、浦安が発展してきた経緯を含むまちの歴史や伝統文化に触れる機会の提供、文化財の調査・保護、伝統芸能・技能を伝えられる人材の育成や活用などを進め、歴史と伝統文化を保存・継承していきます。

② 市民が文化芸術を 鑑賞・体験・創造・発表 する機会を拡充します

市民が心豊かな生活をおくれるとともに、まちの魅力を高めていけるよう、文化芸術に関する情報の提供、青少年をはじめとした市民の文化芸術活動への参加を促す取り組み、文化芸術活動を行う団体への支援を進めるなど、市民が文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表する機会を拡充していきます。

3 文化芸術を通じて誰もが共生できる環境を整えます

誰もが心豊かな生活をおくれるとともに、社会の一員として活躍できるまちになるよう、年齢、障がいの有無、国籍の違いなどに関わらず、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会や、多様な立場の市民が交流することを通して相互理解を深められる機会の創出に努めるなど、文化芸術を通じて誰もが共生できる環境を整えていきます。

4 文化を観光、経済、 福祉、地域振興などの 他分野に活かします

まちの活力と魅力を高められるよう、漁師まちだった頃から受け継がれてきた有形・無形の文化財と歴史、そして、三方を水に囲まれた環境や美しく整備されたまち並みなどの本市の特色を活かしながら、文化を観光、経済、福祉、地域振興などの他分野に活かしていきます。

多様な主体の 連携により豊かな文化を育みます

市民のまちへの愛着とまちの魅力を醸成し、誰もが「住み続けたい」、「住んでみたい」と、より一層思えるまちに高めていけるよう、まちの魅力を市内外に向けて発信し、市・市民・団体・事業者・関係機関などの多様な主体の連携により豊かな文化を育くんでいきます。

基本方針を進めるために

基本方針に示す考え方や方針を、 平成32年(2020年)に策定予定の「新総合計画」、及び個別計画に反映 することにより、各課・施設による着 実な取り組みを推進します。

また、市民にも基本方針の考え方を広く伝えていき、市・市民・事業者など各主体の取り組みと、連携した取り組みによる文化芸術のさらなる振興・活用を通して、市民文化・都市文化を、さらにまちの魅力として高めていきます。